

AEL判定委員会運営規程(例)

(目的)

第1条 本規程の目的は、**認証機関名**において行う認証に関する業務(以下「認証に関する業務」という。)における判定委員会の設置及び運営に関して明らかにすることである。

(判定委員会の設置と開催)

第2条 **認証機関名**の代表は、認証申請者及び認証事項の確認調査を行う認証に対し、客観的且つ公正な判定を保証するために判定委員会を設置する。

(判定委員会の構成)

第3条 判定委員会は、**認証機関名**の代表に任命された内部及び**認証機関名**の代表に委嘱された外部の有識者である判定委員によって構成される。

判定委員会は、生産段階の案件は認証に関する業務の手順、認証の技術的基準、養殖魚の生産方法、水産業の試験研究等についての知識と経験を有し、且つ中立的な立場から判断できると(認証機関の長)が認めて任命或いは委嘱する者で構成する。流通加工段階の案件は、認証に関する業務の手順、認証の技術的基準、水産物の流通加工に関する知識と経験を有し、且つ中立的な立場から判断できると(認証機関の長)が認めて任命或いは委嘱する者で構成する

(判定委員会の職務)

第4条 判定委員会は、**認証機関名**の代表が審議に附した案件について、認証申請者から提出された申請書類、審査員の作成した調査報告書が養殖エコラベルの技術的基準に適合するか否かを審議する。

2 判定委員会は、**認証機関名**の代表が審議に附した案件について、認証事業者に係る認証事項の確認調査および臨時確認調査において審査員の作成した審査報告書が適合しているか否かを審議する。

(判定方法)

第5条 判定は判定委員会が行うものとする。

2 判定委員が認証申請者の関係者である場合は、当該案件の審議に加わることができない。

3 審査員の作成した審査報告書によっては十分な情報が得られない場合は実地調査を行った者に追加説明を求めることができる。

4 判定は客観的証拠に基づいて行わなければならない。

(認証機関業務規程第31条に基づき開催される臨時判定委員会)

第6条 業務規程第37条に基づき開催される臨時判定委員会には、当該案件の審議した判定委員会において判定権を行使した判定委員は参集しない。

(議事録の管理)

第7条 判定委員会議事録は別に定める文書管理規程に基づいて管理する。

(その他)

第8条 この規程に定めることのほか、判定委員会の設置運営に必要な事項は(認証機関の長)が別に定める。

(附則)

この規程は 年 月 日から適用する。

(認証機関名)